

令和元年度(2019年度)

ご自宅のリフォームに 最大10万円の

申請受付は
2019年4月1日
(月)からです

※補助対象経費の10分の1以内(上限10万円)、千円未満切捨て

助成が受けられます

予算に達した時点で
締め切ります。



「北広島市イメージマスコット『エルフィン』」

北広島市住宅リフォーム支援事業

以下の条件などがあります。詳細は裏面へ

- 工事の着工前に申請
- 北広島市内の建設業者

※市内に本店がある法人又は住所がある個人に限ります。

耐久性を高める

屋根の葺き替え、外壁の塗装

安全・防災

基礎・土台などの補強工事

良好な居住性・衛生

間取り変更などの模様替え工事

…など
など

例えば
こんな
工事が
対象です

補助対象や応募条件の詳細、申請方法は裏面をご覧ください。
北広島市のホームページから申請書のダウンロードができます。

問合せ先 北広島市役所

☎011-372-3311

市民環境部 市民参加・住宅施策課 内線4124

～ 北広島市住宅リフォーム支援事業とは ～

市民が市内に住宅を所有し、現に居住する住宅を市内建設業者等を利用して改修工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。市民の快適な住環境の整備を促進するとともに市内の建設産業の振興及び雇用の安定を図ります。

対象者

- ・市内に住民票があり、その住宅の所有者(一つの住宅で1名の申請とする)
- ・市税を滞納していない方
- ・平成23年度～平成30年度に住宅リフォーム支援事業補助を受けていない方

対象住宅

- ・申請者が住んでいる住宅
- ・建築基準法などの法令に違反していない住宅
- ・平成23年度～平成30年度に住宅リフォーム支援事業補助を受けていない住宅

対象工事

- ・条例に定める改修工事または建築設備工事のうち居住部分にかかるもの(修繕・模様替え、改築、増築、建築設備工事など)
- ・市内建設業者(市内に本店がある法人や市内に住所がある個人でリフォーム工事に必要な資格を持っている事業者)が行う工事
- ・住宅リフォーム費用(対象となる工事費用)が50万円(税込)以上の工事
- ・令和2年(2020年)2月末日までに完了する工事

対象外となる費用

設計費、産業廃棄物処理費、風除室、マンションの共有部分、外構工事費(通路・舗装・植栽・庭園・フェンス・車庫・物置など)、家電製品、家具等の購入費、住宅以外の部分のリフォーム費用、北広島市水洗便所改造資金貸付条例に基づく貸付額、介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業による日常生活用具の設置給付費、自立援助住宅改修助成金。その他、国、北海道または市の他の助成制度により助成を受けて住宅リフォームを行うときは、当該リフォーム助成等の支給額

補助金 交付申請

申請書に必要な書類を添えて提出してください

- ①住宅リフォーム助成交付申請書(様式第1号) ※申請書、着手届、完了届は同一の印鑑を使用してください。
- ②申請者の居住がわかるもの(住民票)
- ③納税証明(1ヶ月前までに発行された市税に滞納がないことの証明)
- ④住宅の所有者がわかるもの(建物登記事項証明書、固定資産税都市計画税納税通知書など)
- ⑤工事の内容、費用がわかるもの(見積書、設計書など)
- ⑥工事箇所の写真(施工前の状況)
- ⑦市内建設業者の資格がわかるもの(建設業許可書、資格者証(写)など)

補助金交付申請の審査が完了した後、補助金交付決定通知書を申請者に送付します

工事着手届 工事完了届

交付決定された工事を着手する前に着手届と必要書類を提出してください

- ①北広島市住宅リフォーム着手届(様式第6号)
- ②工事の契約内容がわかるもの(契約書、請書など)

工事が完了したら、速やかに完了届と必要書類を提出してください

- ①北広島市住宅リフォーム助成工事完了届(様式第8号)
- ②領収書(写)
- ③工事箇所の写真(施行中と施行後それぞれの状況)

※令和2年(2020年)2月末日までに完了する工事が対象です

工事完了届の審査が完了した後、補助金確定通知書と請求書様式を申請者に送付します

北広島市住宅リフォーム助成補助金交付請求書に必要な事項を記入、押印し、提出してください。

※請求印は申請書、着手届、完了届と必ず同一のものを使用してください。請求期限は令和2年(2020年)3月31日です。

ご注意ください！

請求書提出

- ・平成23年度～平成30年度にこの補助金の交付を受けた方、もしくは住宅は対象となりません
- ・補助金の交付決定を受けてから、着手届を提出し着工してください
- ・見積もりは複数の業者に依頼し、納得の上、契約をすることをお勧めします
- ・申請内容を変更するときは変更届、また、工事を中止するときは中止届兼助成交付辞退届が必要です